

道路運送車両法施行令及び国土交通省組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 道路運送車両法施行令の一部改正

道路運送車両法第六十三条の二第二項の政令で定める後付装置は、タイヤ及び年少者用補助乗車装置とすること。
(第一条関係)

第二 国土交通省組織令の一部改正

自動車交通局技術安全部審査課の所掌事務として設計又は製作の過程に起因する基準不適合特定後付装置についての改善措置に関することを規定することとする。
(第二条関係)

第三 附則関係

この政令は、平成十六年一月一日から施行することとする。
(附則関係)